1 町税の猶予制度の適用について

今回のコロナウイルス感染症の影響により「事業について著しい損失を受けた」ときは、町税務課に申請を行うことにより、固定資産税と法人町民税について徴収の猶予が認められます。

猶予が認められると、猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

提出書類

- ① 「徴収の猶予申請書」の提出
- ② 「財産収支状況書」及び「収支の明細書」等の添付などが必要です。

申請の期限

申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請 してください。

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産の 状況に応じて、合理的に町税を完納することができると認められる期間 に限ります。

なお、猶予を受けた町税は、原則として猶予期間中に分割して納付する必要があります。

問合せ先:税 務 課(0279-88-7186)

2 水道使用料、温水使用料、温泉使用料 及び下水道使用料の納付の延期について

提出書類

水道使用料、温水使用料及び温泉使用料については、それぞれの使用料に関する納付誓約書に理由及び理由の裏付けとなる書類を付して提出することによって、納付の延期を行うことができます。

下水道使用料については、町税の例により猶予が認められます。

問合せ先:上下水道課(0279-88-7183)

温 泉 課 (0279-88-7182)